

令和3年度

美豆小学校いじめ防止基本方針

京都市立美豆小学校

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号第13条（平成29年9月改定　いじめ防止条例第10条）に基づき、本校のいじめの防止対策推進法の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

尚、平成29年3月の国における検証（課題意識）及び「基本方針改定」を受け、本市の現状分析と課題を鑑み、とりわけ「いじめの定義」を限定解釈することなく、児童の被害性に着目し、より組織的な取組による「いじめの未然防止」に全校体制で臨むとともに、いじめ発見の際には、「いじめの解消」の定義において独断的になることなく、心の通った指導と支援を組織的に継続しいじめの完全解消を図るものとする。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許せない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを意識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家族・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

(1) 構成

- | | | |
|--------|-----------|-----------------|
| ・ 校長 | ・ 生徒指導主任 | ・ 教育相談主任 |
| ・ 教頭 | ・ 生徒指導部教員 | ・ スクールカウンセラー |
| ・ 教務主任 | ・ 養護教諭 | ・ スクールソーシャルワーカー |

(2) 開催時期

定例委員会は、毎月第4火曜日の生徒指導部会にて開催する。

(緊急対応の場合は、この限りではない)

(3) 取組内容

- ・「学校いじめ防止基本方針」の作成
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の児童生徒の情報交換と課題等の共通理解
- ・「いじめアンケート」の実施と集計および考察
- ・「クラスマネジメントシート」の活用と集計および考察
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約および検討
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・緊急事案に対する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応

(4) 児童生徒・保護者への周知

- ・5月憲法月間、12月人権月間における校長講話
- ・学校便り・ホームページ等での取組紹介

3 美豆小学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

*学習環境の整備

- ・相手の思いや考えを最後まで聞き、自分の思いや考えを伝えることができる学習集団を形成する。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力、道徳的実践力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。

*授業改善の充実

- ・「主体的・対話的で深い学びができる集団」の中で、自らにとって大切であることがわかる学習活動を行う。・・・自他を大切にできる児童の育成
- ・全ての児童が「わかる喜びと学ぶ楽しさ」を実感できる授業を行い、学び合いが行われる授業を構築する。
- ・少人数授業の導入等、全ての児童生徒に習得すべき基礎学力の定着を図る。

*道徳教育・人権教育の充実

- ・あらゆる教育活動を機会とし、自他を大切にする心を育む学習活動を確立する。
- ・特別の教科「道徳」を核として、教育活動全般を通して、道徳教育の充実を図る。
- ・人権学習の取組として毎月行う「美豆なかよしタイム」を系統的・横断的に行うと共に学校教育活動全般を通した人権教育を推進する。

- ・ 警察署員による、非行防止教室の実施。
- ・ 市民支援員による、ケータイ安全教室の実施。

*児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・ 「なかよし集会」等の児童会によるたてわり活動や学級活動に関して、コロナ感染対策を行ったうえでできる範囲で取り組み、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・ 児童会活動や委員会活動の企画・運営による「児童会行事」や「集会活動」等により、集団での達成感を味わわせることで、互いに認め合える集団作りを行う。保幼小連携や小中連携の取組を行うことで、コロナ感染対策を行ったうえでできる範囲で異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。
- ・ 「宿泊学習」等の宿泊を伴う学習や、遠足や社会見学などの校外での体験活動を通して、互いを認め合い高め合える仲間づくりを行う。
- ・ 運動会や音楽会等の学校行事を通して、協力し合い、高め合える人間関係づくりを行う。
- ・ 大淀地域生徒指導連絡協議会による、地域啓発活動標語を作成する等の取組を通して、環境美化や人権尊重、規範意識などの観点において、児童らの健全育成を啓発する。
- ・ 地域の方との体験的な活動の中での交流を通して、道徳的価値の深まりを図る。

*児童や保護者へのはたらきかけ

- ・ 見逃しのない児童観察をし、子どもたちの抱えている問題や背景まで視野に入れた支援や指導の手立てを探る。
- ・ 子どもたちが安心してすごせる学級・学年集団を作り、集団への帰属感を高めることで規範意識を高める。
- ・ 「いじめアンケート」や「クラスマネジメントシート」の活用により、いじめに対する規範意識の向上と、いじめの早期発見に努める。
- ・ 人権学習（「美豆なかよしタイム」）での取組を掲示することで、学習したことを探る、全校児童や保護者に情報を発信する。
- ・ 人権の取組である「仲間の木」を全学年で一斉に掲示することで、互いを認め合う雰囲気づくりを推進する。
- ・ 「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「美豆小学校いじめ防止基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・ 保護者への啓発活動として、年1回人権に関する授業参観・懇談会を行う。
- ・ 学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し成果と課題を保護者や地域に周知する。

(2) いじめ早期発見、積極的認知のための措置

* 日常の児童に関する情報共有

- ・ 全教職員は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」にて情報を共有する。
- ・ 「いじめ対策委員会」で共有された情報は、全教職員で共通理解を図る。
- ・ 重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。
- ・ 家庭訪問や個人懇談の実施により、定期的に相談の機会を確保する。
- ・ 月2回の登校指導や、休み時間・掃除時間等の校内巡回による、児童の見守り活動を実施する。

* 児童生徒に対する定期的な調査

- ・ 「いじめアンケート」の実施と集計および考察
実施時期： ⇒ 6月・11月
- ・ 「クラスマネジメントシート」の活用と集計および考察
実施時期： 4～6年 ⇒ 4月・7月・11月・2月
(加えて学年・クラスの実態に応じ適宜実施)
- ・ 児童生徒の実態および保護者の要望をもとに教育相談や、スクールカウンセラーによるカウンセリングを行う。
- ・ 必要とされる事案については、スクールソーシャルワーカーによるアセスメントをもとにした手立てや分析を行い情報共有する。

* 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・ 児童の状態把握・児童理解のための研修会の実施
- ・ 定期「いじめ対策委員会」、臨時「いじめ対策委員会」の開催
- ・ 手遅れのない対応のための共通理解、共通実践のための定期職員会議・臨時職員会議の実施
- ・ 学校評価によるPDCAサイクル機能を活かし、組織的に取組の改善を行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

* 基本的な考え方

いじめ発見や報告を受けた時は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会をはじめ、関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等に努めるとともに、解消・改善および再発防止に向けた取組を進める。

* いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応（フローチャート参照）

- ・ いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含む）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。

- ・ いじめに関わる児童の担任だけではなく、「いじめ対策委員会」を中心として、組織的にいじめの事実確認を行う。
- ・ 被害児童の保護を最優先に考え、支援する。
- ・ 加害児童へ責任のある指導を行う。
- ・ 被害児童・加害児童双方の保護者への支援・助言を行うことで、保護者と連携を図る。
- ・ 周囲の児童に対しても自分の問題として捉えさせ、必要に応じて学年・学級集団への指導も行い、再発を防ぐ。
- ・ 事案によっては、教育委員会や警察等の関係機関にも連絡する。

*インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・ 携帯電話やスマートフォン・携帶用ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について、児童生徒への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・ 「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を他学年の児童生徒にも周知する。
- ・ 無料通話アプリや携帶用ゲーム機、SNSに関する問題行動についての理解と、それを伴ったいじめに関する事例研修を行う。
- ・ 家庭教育学級や地域生徒指導連絡会議等を活用し、地域への啓発を行う。

*「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・ 学校全体で継続的な「心の通った」指導・支援を行う
- ・ 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する
 - ① 「救済」・・いじめにかかる行為が少なくとも3か月間止んでいる。
 - ② 「回復」・・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていない。
- ・ いじめ解消の判断は、いじめ対策委員会の場において複数の判断のもとで行う。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

* 基本的な考え方

いじめ防止対策推進法、美豆小いじめ防止プログラム、生徒指導部会での取組方針をならびにいじめ対策委員会での取組方針を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等、校内研修の充実を図る。

* 研修の内容・実施時期

- ・ 校内での生徒指導研修会、全市や支部で行われた生徒指導研修会の伝達研修会を実施する。
- ・ 内容は、「美豆小学校いじめ防止基本方針の共通理解」・「クラスマネジメントシート、いじめアンケートの分析と活用について」「あたたかく見守る児童についての交流・成果と課題」・「生徒指導の三機能についての研修」
- ・ 年間計画にもとづき年間を通して行う。また、必要に応じて臨時にも行う。

4 保護者・地域・関係機関との連携

*保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・ 美豆小学校 PTA との連携のもと、いじめ問題や「美豆小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や、地域生徒指導連絡会議での研修会を設定する。
- ・ いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させるとともに、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・ 平素からスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーおよびスクールサポートーとの連携を密にしておく。
- ・ アンケートを定期的に行い、結果を分析し、自己評価とともに学校運営協議会での意見を得て学校評価として、保護者・地域に取組状況を周知する。

5 重大事態への対処

*基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処および同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導および支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用やその他の適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒およびその保護者に、調査に関わる事実関係等、その他必要な情報を適切に提供する。

*重大事態が発覚した時の対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。

【重大事態の定義】

- ・ 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあると認めるとき。
- ・ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

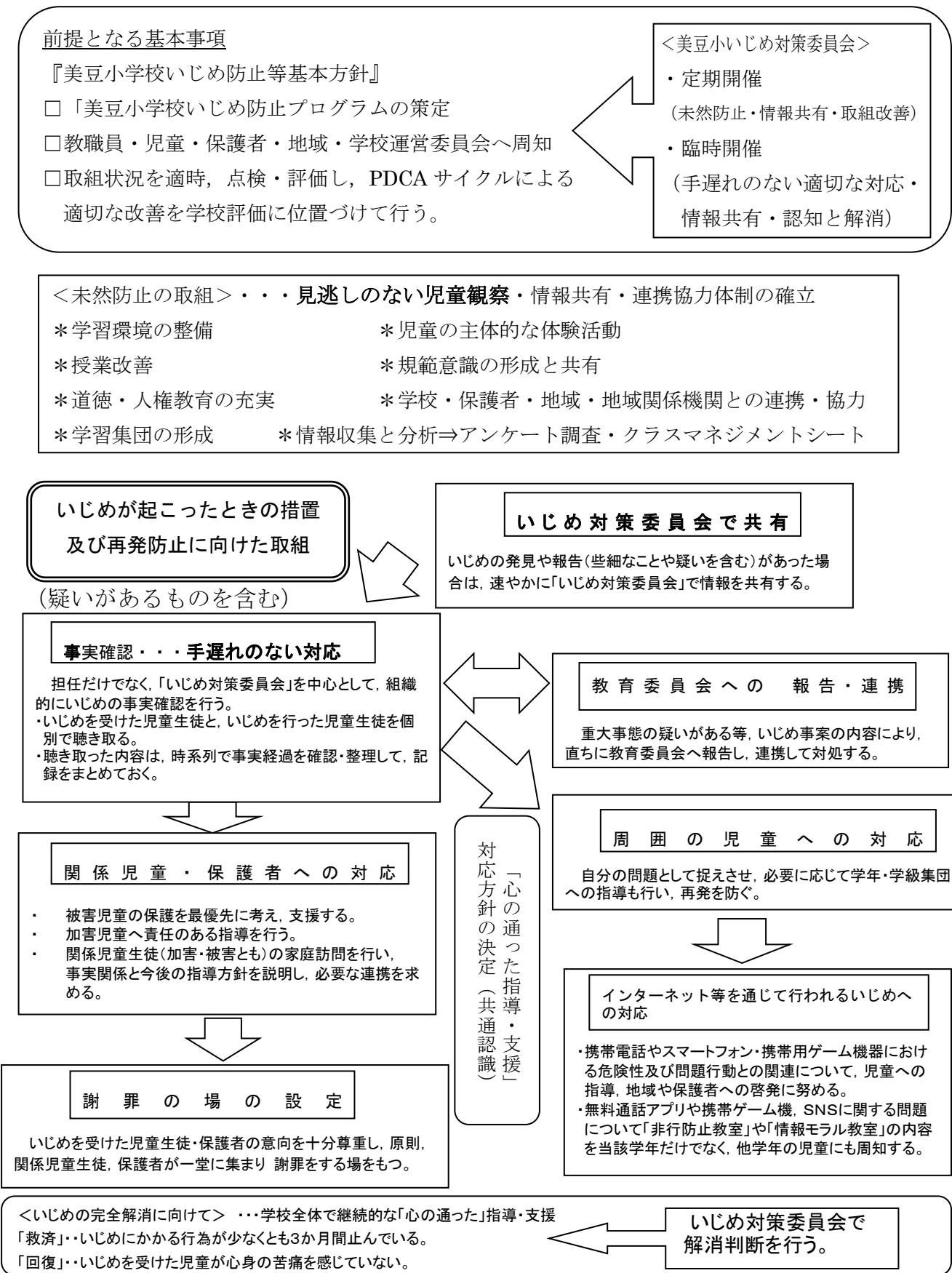
【本校が調査の主体となる場合】

本校の下に組織を設け、

- * 事実関係を明確にするための調査
- * 必要に応じた保護者への適切な情報提供
- * 京都市教育委員会への調査結果の報告
 - ・ 調査結果を踏まえた適切な措置
 - ・ 同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等を速やかに行う。
- * 京都市教育委員会が調査の主体となる場合

京都市教育委員会の指示のもと、資料の提示等、調査への協力をする。

くいじめ事案に対する組織的な対応の流れ> フローチャート



7 年間計画予定

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

*新型コロナウイルス感染拡大状況により、予定を変更する場合がある。

月	対策会議や行内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	早期発見・積極的認知の取組	保護者への啓発・関係機関との連携
4	生徒指導部会 【いじめ対策委員会定例委員会同時開催】 職員会議 【年間計画・基本方針の共有】 【いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認と共有】 生徒指導研修会 【生徒指導の三機能】	(美豆なかよしタイム)	・学校評価年間計画 ・クラスマネジメントシート実施(4~6年)	個人懇談会
5	生徒指導部会 【いじめ対策委員会定例委員会同時開催】 生徒指導研修会 【「児童支援体制」情報共有】	(美豆なかよしタイム) (憲法月間の取組) ・講和、話し合い ・いじめ対策委員会教職員の紹介 (1年生を迎える会) (5・6年 花背山の家宿泊学習)	美豆小学校いじめ防止基本方針の HP アップ	個人懇談会 学校運営協議会理事会
6	生徒指導部会 【いじめ対策委員会定例委員会同時開催】	美豆なかよしタイム	・いじめに関する記名式アンケート実施(全学年) ・前期学校評価アンケート	道徳教育推進月間(道徳の授業公開) 学校運営協議会推進委員会
7	生徒指導部会 【いじめ対策委員会定例委員会同時開催】 職員会議 【アンケート・クラスマネージメントシートの結果共有・協議】 生徒指導研修会 【生徒指導の三機能】	美豆なかよしタイム	クラスマネジメントシート実施(4~6年)	個人懇談会
8	生徒指導研修会 【職員研修】 【いじめ防止プログラムの見直	美豆なかよしタイム	学校評価(自己評価)	大淀学区夏季合同研修会

	しと確認①PDCA サイクル】 生徒指導部会 【いじめ対策委員会定例委員会同時開催】 【いじめ防止プログラムの見直しの共有①PDCA サイクル】			
9	生徒指導部会 【いじめ対策委員会定例委員会同時開催】	人権集会	人権集会による人権教育取組	学校運営協議会理事会
10	生徒指導部会 【いじめ対策委員会定例委員会同時開催】 生徒指導研修会 【「児童支援体制 経過」情報共有】	美豆なかよしタイム 体育参観 音楽の集い 仲間の木 (6年 修学旅行)		
11	生徒指導部会 【いじめ対策委員会定例委員会同時開催】	美豆なかよしタイム	・いじめに関する記名式アンケート実施(全学年) ・クラスマネジメントシート実施(4~6年)	道徳教育推進月間(道徳の授業公開) 人権啓発参観・懇談
12	生徒指導部会 【いじめ対策委員会定例委員会同時開催】 【いじめ防止プログラム PDCA サイクルの見直しと確認②】 職員会議 【アンケート・クラスマネージメントシートの結果共有・協議】 【いじめ防止プログラムの見直しの共有 PDCA サイクル②】 生徒指導研修会 【生徒指導の三機能】	美豆なかよしタイム 人権月間の取組 ・講和・話し合い	後期学校評価アンケート	個人懇談会
1	生徒指導部会 【いじめ対策委員会定例委員会同時開催】	美豆なかよしタイム	学校評価(自己評価)	
2	生徒指導部会 【いじめ対策委員会定例委員会同時開催】 【いじめ防止プログラム PDCA サイクルの見直しと確認③】 生徒指導研修会 【「児童支援体制」情報共有】 【生徒指導の三機能】	美豆なかよしタイム なかよし集会 長距離走記録会	クラスマネジメントシート実施(4~6年)	学校運営協議会理事会

3	年間反省 【いじめ防止プログラムの見直しの 共有 PDCA サイクル③】	美豆なかよしタイム	

○「いじめ対策委員会」の定例委員会は、毎月第4火曜日の生徒指導部会にて開催する。

○年間計画では、以下の事項の回数・実施期間などを策定する。

「年間の取組の見直し」「いじめアンケートの実施」「クラスマネジメントシートの実施」「校内研修内容」「伝達研修の実施」

○必要に応じていじめ無記名アンケートを行う

※「未然防止に向けた取組や行事等」のたて割り活動は、新型コロナウイルス拡大予防措置に則って実施する。